

令和7年度 第1回 貝塚市空家等対策協議会 議事録

日時	令和7年7月28日（月）午後2時00分～午後3時15分	
場所	貝塚市役所本館3階 公房会議室A	
出席者	委員	10名
	事務局	5名
欠席者	なし	
その他	傍聴人	なし
議事内容	<p>議題1 （仮称）貝塚市空き家プラットフォームについて</p> <p>議題2 特定空家等及び管理不全空家等の対応について（非公開）</p> <p>その他</p>	

【開会】	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・配布資料の確認 ・議事の公開について説明（傍聴人なし） 貝塚市空家等対策協議会運営要領第2条の規定により、個人情報を取り扱う場合などを除き、原則公開となる旨を報告。
【報告】	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の異動の報告 ・会議成立の報告 委員10名全員が出席。貝塚市空家等対策協議会規則第6条第2項の規定により、会議が成立している旨を報告。

議題1 （仮称）貝塚市空き家プラットフォームについて	
発言者	発言内容
会長	議題1について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（議題1について説明）
委員	空き家の相談会を年に9回開催ということをおっしゃったと思いますが、どれぐらいの方が参加され、主にどのような内容の相談があり、プラットフォームに載せられる形の内容であるのか教えていただけますか。
事務局	<p>今年度の空き家相談会は、5月と6月につきましてはそれぞれ定員4組の中、4組の参加がございましたが、今月7月の相談会は相談者の方が0組となっております。通年でみますと、毎年1回か2回程、参加者がいないときがありますが、それ以外につきましては大体2組から4組参加がございました。</p> <p>相談会の開催時期については、年末は避けるといったように、できるだけ相談しやすい時期に開催しておりますが、急にキャンセルされる方もいら</p>

	<p>っしやいます。</p> <p>相談内容につきましては、漠然とこれから空き家を相続するにあたって、空き家をどのように処分したらいいか、持っておく方がいいのか、それとも売却の方がいいのかといった内容です。</p> <p>空き家を持っておくことでどのようなリスクがあるかについての相談が多いです。他には方向性が決まっている方であれば、売りたいが相続の問題がある、接道がないため不動産屋に断られたなどの相談が多いです。</p>
委員	<p>相談会の開催は、どの様な周知をしていますか。また、相談会以外でも相談があれば個人的にまちづくり課へいけば、相談に乗ってくれるということですか。</p>
事務局	<p>周知の方は広報誌で行っております。また、納税通知書にチラシを同封して周知をしています。</p> <p>窓口に来られた場合は、その内容をヒアリングしたうえで、職員での対応が難しい場合は、相談会を案内しています。</p>
事務局	<p>補足で説明させていただきます。この図で示す空き家コンシェルジュ、協定団体とは相談会に関する協定を結んでおり、年に9回市役所で、最大で1日4枠来ていただける無料相談会という形で窓口を設けております。相談会では職員と専門家の方で個人的なお話を聞くという体制となっております。また、広報誌での掲載、納税通知書に年間通じてこの月開催しますといった通知を入れることで、市民の皆様へ周知しております。</p>
会長	<p>相談に行きたくても9回のどこかに参加しないといけないとなると、下手すると1ヶ月待たないといけない状況になります。市役所の方にも随時相談はできるが、職員のノウハウがまだまだ空き家コンシェルジュの方に比べると少ないので、もう少し機敏に対応できる方法を模索した結果、まずは市役所に来て、情報提供シートの中で聞き取りをし、内容に応じてしかるべき団体につなぐといった前さばきをする仕組みを作りたい、ということかと思えます。</p>
事務局	<p>市役所に相談に行きたいが休みがあわず行けない方も、インターネット上でシートを記入いただければ、開庁時に整理して、情報をお返しするという、待たないスムーズな体制ができるかなというふうに考えています。</p>
会長	<p>シートはかなりきめ細かな項目があるが、これが逆にハードルになって、相談しづらいというところがないように、「書ける範囲で書いてください、また窓口に来て、相談に乗りながら一緒に埋めていきますよ」など、一言申し添えていただくと、ハードルがぐっと下がると思いますので、また運用面で検討してください。</p> <p>ここで空き家コンシェルジュのユニークな事例をご紹介します。よく問題となっているのが、空き家になっているが、仏壇があるため法事のときだけ使いたいという話があります。そういった案件に空き家コンシェルジュが仲介に入った際は、お盆の3日間は空き家所有者が家を使用する条件で、</p>

	賃貸契約を結ぶといった非常に柔軟な対応をされている例があります。このようにきめ細かなヒアリングをして、どういう条件だったらどうできるといったところをお互い共有できる上手な体制をとってください。
会長	その他質問がないようなので、次の議題に進みます。

議題2 特定空家等及び管理不全空家等の対応について（非公開）	
発言者	発言内容
会長	議題2について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(議題2について説明)
-質疑応答-	
会長	議題2について終了します。

その他	
発言者	発言内容
会長	その他について、事務局から何かありますか。
事務局	事務局から資産整理空き家活用セミナーについて説明いたします。 (セミナー説明)
委員	(セミナー説明)
会長	セミナーも一つの相談会へのPRの手段としても使えると思いますので、ぜひとも連動させながら進めてください。本日は以上です。

閉会

以上